○ 鳥取大学大学院連合農学研究科教員の資格判定に関する基準

〔平成２年１０月１９日
連合農学研究科要項等第４号〕

１　博士の学位（外国の博士号を含む。）を有し，現在当該分野において活発な研究活動を行っており，かつ，十分な研究指導能力を有すること。ただし，修士指導教員資格者に限る。

２　学位を有しない場合でも，学会賞受賞又は，公刊された論文・研究著書により研究業績が極めて顕著であり，十分な研究指導能力があると認められる場合は，前項に準じて取り扱うことができる。

３　職種及び発表された著書及び学術論文は，原則として下記の条件を満たしていること。

区　　分	職　　種	著　書　・　学術論文	
		著書，学術雑誌	左のうち最近５年間に発表された著書及び学術雑誌
主指導教員資格者	教授	２０編程度	５編程度
	准教授	２０編程度	５編程度 （うち責任著者を含む筆頭著者論文が３編以上）
指導教員資格者	教授・准教授 講師・助教	１０編程度	３編程度

附　則（平成８年１月９日連合農学研究科要項等第３号）

この要項等は，平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成１３年９月１２日連合農学研究科要項等第１号）

この要項等は，平成１３年９月１２日から施行する。

附　則（平成１６年５月１４日連合農学研究科要項等第６号）

この要項等は，平成１６年５月１４日から施行し，改正後の鳥取大学大学院連合農学研究科の教員の資格判定に関する基準の規定は，平成１６年４月１日から適用する。

附　則（平成１６年９月３日連合農学研究科要項等第１５号）

この要項等は，平成１６年９月３日から施行する。

附　則（平成１７年１２月１６日連合農学研究科要項等第５号）

この要項等は，平成１７年１２月１６日から施行する。

附　則（平成１９年２月１６日連合農学研究科要項等第５号）

この要項等は，平成１９年１０月１日から施行する。

附　則

この要項等は，平成２８年２月１９日から施行する。